

監査委員告示第1号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和2年2月3日

木津川市監査委員 西井 正
木津川市監査委員 伊藤 紀味枝

定期監査結果について

地方自治法第199条第4項の規定により、同条第1項及び第2項に規定する事務の監査を実施したので、同条第9項の規定により下記のとおり公表します。

記

1 監査執行年月日 令和元年12月26日（木）

2 監査対象部局及び監査の対象

建設部

指導検査課

- (1) 入札実施状況について（令和元年11月末時点）
- (2) 令和元年10月実施の工事の入札状況について
- (3) 契約締結時のチェック体制について

建設課・まちづくり事業推進室

- (1) 国道および府道等の新設改良事業の進捗状況について
- (2) 小川内水対策に係る関係機関との協議状況について
- (3) 土地改良施設管理システムによる農業施設一元管理の運用状況について
- (4) 工事請負等発注状況（随意契約分）について（令和元年11月末時点）
（調査票13）

施設整備課

- (1) 市営住宅使用料の整理状況（現年度分・滞納繰越分）について（令和元年11月末時点）
- (2) 市営住宅使用料の算出根拠について
- (3) 木津川市営住宅ストック総合活用（長寿命化）計画に基づく市営住宅

建替、長寿命化計画の進捗状況について

- (4) 各施設所管部署からの依頼に基づき実施している技術支援の取り組み状況について（令和元年度分）
- (5) 工事請負等発注状況（随意契約分）について（令和元年11月末時点）（調査票13）

管理課

- (1) 道路照明LED化の取り組みについて
- (2) 単価契約による工事施工状況について（令和元年11月末時点）
- (3) 健全度判定Ⅲの橋りょうの補修状況について（令和元年11月末時点）
- (4) 工事請負等発注状況（随意契約分）について（令和元年11月末時点）（調査票13）

都市計画課

- (1) URから移管を受けた事業用地（3カ所）の有効活用について
- (2) 木津東地区の開発促進に向けた取り組み状況について

3 監査の方法

監査対象事項に係る内容及び執行状況等について、提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取による方法で実施した。

4 監査結果

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した結果、監査を行った範囲内において適正に処理されていた。

なお、以下の点について意見を述べる。

【指導検査課】

物品、役務の競争入札において、1者中止等の理由により入札中止となった案件が例年に比べて多い。その後、随意契約により契約が締結されるが、平等性、透明性の観点から、引き続き、担当課に対して、随意契約の締結に至るまでの相応の指導や手順の確認を行われたい。

また、工事に係る競争入札において、最低制限価格と落札金額が同額ないし近似した額により落札されているケースが多くある。市が設定する最低制限価格と同額ないし近似した額での落札が多くなると、対外的に疑念を抱かれる場合もあるので、今後も十分に注意し、契約事務に努められたい。

最後に、今般、パソコン購入に際し、議会の議決に付すべき案件であるにも関わらず、失念する事態が発生した。これを受けて、起工伺いの様式の一部を変更し、議会の議決に付すべき項目を追加する等、対策に取り組んでいるとのことであるが、同様の事態が発生することのないよう、入札に係る事務処理が適正に執行されるよう、努められたい。

【建設課・まちづくり事業推進室】

土地購入価格の根拠となる不動産鑑定評価についてであるが、算定基準が示されていないものについては、対外的に説明出来るよう、算定根拠の整理に努められたい。

また、土地改良施設管理システムについてであるが、農道橋梁の点検のみならず、災害時の緊急対応にも活用出来るものであり、有益なものと考えられるので、出来る限り活用されたい。

【施設整備課】

住宅使用料についてであるが、高い徴収率であり、徴収に係る取り組みについては評価出来る。しかしながら、現年度分を徴収出来ないと過年度分となってしまう、徴収がさらに困難となることから、必要に応じて催告書を送付するなど、より一層、現年度分の徴収に取り組まれたい。

次に、住宅使用料の算定に係る利便性係数についてであるが、数値の根拠について、対外的に説明の出来るよう、整理に努められたい。

【管理課】

特になし。

【都市計画課】

特になし。